

平成9年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書

第 145 回 国 会 (常 会) 提 出

決算調整資金からの歳入組入れに関する調書

事 項	組入年度	主 管 ・ 部 ・ 款 ・ 項	組 入 額 (円)	説 明	組 入 年 月 日
決算調整資金に属する現金の一般会計の歳入への組入れ	平成 9 年度	09 大 蔵 省 主 管 8000-00 決算調整資金受入 8100-00 決算調整資金受入 8101-00 決算調整資金受入	1,617,413,245,866	<p>平成 9 年度における予見し難い租税収入の減少等により一般会計の歳入歳出の決算上不足を生ずることとなった額について、決算調整資金に関する法律(昭和 53 年法律第 4 号)第 7 条第 1 項の規定により補てんするため</p> <p>(決算上不足額の計算)</p> <p>(1) 決算調整資金に関する法律第 7 条第 1 項の規定の適用前における平成 9 年度の一般会計の収納済歳入額 78,553,059,832,337円</p> <p>(2) 平成 9 年度の一般会計において財政法(昭和 22 年法律第 34 号)第 6 条に規定する剰余金を全く生じないものとして算定した場合に得られるべき歳入の額に相当する額 80,170,473,078,203円</p> <p>(3) 差し引き決算上不足を生ずることとなった額 1,617,413,245,866円</p> <p>(組入額の内訳)</p> <p>決算調整資金に関する法律附則第 2 条第 1 項の規定により国債整理基金から決算調整資金に繰り入れた現金の組入れ</p> <p style="text-align: right;">1,617,413,245,866円</p>	平成 10 年 7 月 17 日

(参考) 上記組入れに係る歳入科目の目は、決算調整資金受入である。